

発議案第3号

議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について

木古内町議会委員会条例第5条第1項及び第2項、並びに第7条の2の規定により、別紙のとおり議会改革特別委員会を設置し委員を選任する。

令和 3年 6月17日

別 紙

委員会名	委 員 氏 名		所 管
議会改革特別委員会			議会改革全般に関する 事項
		/	
	・ 委員長		・ 副委員長